

一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月10日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第33号

一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の強度行動障害者の支援を行う施設（以下「対象施設」という。）が、利用者に対する適切な指導、訓練等を実施するために生活支援員等の加配を行う等必要な経費の一部について、一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則（平成7年一宮町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設をいう。
- (2) 指定共同生活援助事業所 法第5条第17項に基づく共同生活援助を行う事業所をいう。
- (3) 重度の強度行動障害者 多動、自傷、異食等の生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導及び訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困

難があり、千葉県が設置し、運営する暮らしの場支援会議（以下「支援会議」という。）において重度の強度行動障害者と判定を受けた者をいう。

- (4) 最重度の強度行動障害者 多動、自傷、異食等の生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導及び訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があり、支援会議において最重度の強度行動障害者と判定を受けた者をいう。

- (5) 支援対象者 重度の強度行動障害者又は最重度の強度行動障害者であって、支援会議による施設への入所の調整を経て、第3条に規定する指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所に入所又は入居した者をいう。

（補助対象施設）

第3条 補助金の交付の対象となる施設は、支援会議の施設への入所の調整により重度の強度行動障害者を受け入れ、千葉県内において設置運営されている指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所とする。ただし、県立の施設を除く。

（補助対象施設の要件）

第4条 補助金の対象の要件は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 指定障害者支援施設 次のアからオまでのすべての要件

ア 医師について、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していること。

イ 職員について、通常必要な生活支援員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第90号）における人員配置基準上の職員及び職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の算定に係る職員（ただし、支援対象者に対する重度障害者支援加算の交付の算定に係る職員は除く。）に、次に掲げる区分に応じ、次に定める人数の職員を加えた職員を配置していること。また、この場合において、職員のうち1名以上は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「養成研修」という。）又は養成研修と同等以上の内容の強度行動障害に関する研修を受講している者とする。

(ア) 重度の強度行動障害者が1名の場合 常勤の生活支援員1名以上

(イ) 重度の強度障害者が2名の場合 常勤の生活支援員1名に、生活支援員を常勤で換算した1名を加えて得た数以上

(ウ) 重度の強度行動障害者が3名の場合 常勤の生活支援員2名に、生活支援員を常勤で換算した1名を加えて得た数以上

(エ) 重度の強度行動障害者が4名の場合 常勤の生活支援員3名に、生活支援員を常勤で換算した1名を加えて得た数以上

(オ) 重度の強度行動障害者が4名を超える場合 常勤の生活支援員4名に、重度の強度行動障害者が1名増すごとに生活支援員を常勤で換算した1名を加えて得た数以上

(カ) 最重度の強度行動障害者が1名の場合 常勤の生活支援員1名に、生活支援員を常勤で換算した1名を加えて得た数以上

ウ 心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。

エ 居室は、原則として個室であること。

オ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。ただし、構造上設置が困難な場合はこの限りではない。

(2) 指定共同生活援助事業所 次のアからカまでのすべての要件

ア 原則として介護サービス包括型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であること。

イ 職員については、指定共同生活援助事業所において通常必要な生活支援員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）における人員配置基準上の職員及び、職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の算定に係る職員（ただし、支援対象者に対する重度障害者支援加算の算定に係る職員は除く。）に、次に掲げる区分に応じ、次に定める人数の職員を加えた職員を配置していること。この場合において、職員のうち1名以上は養成研修又は養成研修と同等以上の内容の強度行動障害に関する研修を受講している者とする。こと。

(ア) 重度の強度行動障害者が1名の場合 常勤の生活支援員を1名以上

(イ) 重度の強度行動障害者が1名を超える場合 1名増すごとに常勤の生活指導員1名を加えて得た数以上

(ウ) 最重度の強度行動障害者が1名の場合 常勤の生活支援員2名以上

ウ 原則として夜勤又は宿直を行う体制となっていること。

エ 必要に応じて日常生活上の健康管理を行うための体制が整っていること。

オ 利用者への心理的ケアについて必要に応じて生活支援員が専門の者に相談できる体制等がとれていること。

カ 次に掲げる設備環境が整っていること。

(ア) 共同生活の住居に職員の宿直時又は夜勤時に必要なスペースがあること。

(イ) 居室は個室とし、収納設備を除き9.90平方メートル以上の面積を有すること。

(ウ) 障害特性に応じた構造上の工夫がなされていること。

(エ) 共同生活の住居に入居する人数は1ユニット当たり5名を超えないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、支援対象者を受け入れた指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所が支援対象者の支援に要した人件費等とする。

(補助金の交付の額)

第6条 補助金の交付の額は、別表第1に基づき算定した額を合計した額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所の設置法人（以下「事業者」という。）は、町長が別に定める期日までに、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 事業者は、前条の規定により交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定をし、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）

通知書（別記第4号様式）により事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者は、第8条の規定による交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金実績報告書（別記第5号様式）により町長に報告しなければならない。

（確定の通知）

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の確定通知を受けた事業者は、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により町長に請求しなければならない。

（概算払の請求）

第13条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、一宮町重度行動障害者加算事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）により町長に請求しなければならない。

（交付の期間）

第14条 補助金の交付対象期間は、支援対象者が指定障害者支援施設に入所した日又は指定共同生活援助事業所に入居した日から3年間とする。ただし、支援会議により、継続した支援が必要と判断されたときは、交付対象期間を延長することができる。

（帳簿の整備）

第15条 事業者は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類及び帳簿等を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する証拠書類及び帳簿等は、事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、指定の年月日の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

別表第 1（第 6 条）

対象者	対象施設等の種類	補助基準額	補助対象経費	補助額等
重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者 1人あたり日額 14,430円	支援対象者の支援に要した人件費等	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。 ただし、重度障害者支援加算が算定されている場合は、少ない方の額。
	指定共同生活援助事業所			
最重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者 1人あたり日額 28,860円		
	指定共同生活援助事業所			

別記

第1号様式（第7条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付申請書

年 月 日

一宮町長 様

所 在 地

申請者 法人の名称

代表者氏名

年度一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金所要額調書（別紙1）
- 4 歳入歳出予算書抄本

第2号様式（第8条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

一宮町長

年 月 日付けで申請のあった一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金については、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定（却下）する。

記

1 決定 交付額

2 却下 理由

第3号様式（第9条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金変更（中止・廃止）

承認申請書

年 月 日

一宮町長 様

所 在 地

申請者 法人の名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった 一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金に係る事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更（中止・変更）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

第4号様式（第9条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金変更（中止・廃止）
承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

一宮町長

年 月 日付けで申請のあった一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金の変更については、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり承認（不承認）としたので通知します。

記

1 承認
条件

2 不承認
理由

第5号様式（第10条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金実績報告書

年 月 日

一宮町長 様

所 在 地

申請者 法人の名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金に係る事業について、一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

- 1 一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金収支精算書（別紙2）
- 2 歳入歳出決算書抄本

第6号様式（第11条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

一宮町長

年 月 日付け 第 号で交付決定した一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金については、一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付要綱第11条の規定により交付額を下記のとおり確定したので、通知します。

記

交付確定額 円

第 7 号様式（第12条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金交付請求書

年 月 日

一宮町長 様

所 在 地

申請者 法人の名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金について、一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求します。

金 円

金融機関名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

第 8 号様式（第13条）

一宮町重度の強度行動障害者加算事業補助金概算払請求書

年 月 日

一宮町長 様

所 在 地
申請者 法人の名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった一宮町重度
の強度行動障害者加算事業補助金を一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱第
13条の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

金 円

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

別紙 1 (第 1 号様式)

一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金所要額調書

施設名 _____

(施設等の別 : _____)

【補助所要額】

対象経費の 支出予定額 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差 引 額 (A－B) C	補助基準額 D	補助所要額 (C、Dのいずれ か少ない方の額) E
円	円	円	円	円

(注) 1 補助基準額 (D) は、下表 (基準額積算内訳) の合計額と一致すること。

(補助基準額積算内訳)

番 号	障害者の 別	単価 (円)	利用日数 (日)	基準額 (円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
			合計額		

(注) 1 対象者ごとに段分けして記入すること。

2 障害者の別欄は、次の区分により記入すること。

(①重度の強度行動障害者、②最重度の強度行動障害者)

3 申請年度における施設利用期間を備考欄に記入すること。

別紙 2 (第 5 号様式)

一宮町重度の強度行動障害加算事業補助金収支精算書

施設名 _____

(施設等の別 : _____)

【補助所要額】

対象経費 の 支出予定 額 A	寄付金そ の他 の収入予 定額 B	差 引 額 (A－B) C	補助基準 額 D	補助所要額 (C、Dのい ずれか少ない 方の額) E	交付決定 額 F	差引過不 足額 E－F
円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 補助基準額 (D) は、下表 (基準額積算内訳) の合計額と一致すること。

(補助基準額積算内訳)

番 号	障害者の 別	単価 (円)	利用日数 (日)	基準額 (円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
			合計額		

(注) 1 対象者ごとに段分けして記入すること。

2 障害者の別欄は、次の区分により記入すること。

(①重度の強度行動障害者、②最重度の強度行動障害者)

3 申請年度における施設利用期間を備考欄に記入すること。